

## 名張市市民活動支援センター内、ロッカーの利用について

名張市市民活動支援センター(以下、センター)内ロッカーの利用については、次の通り取り扱うこととする。

### ①利用資格

- ・名張市市民公益活動団体の登録団体であること。

### ②利用期間

- ・4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### ③募集

- ・2月に期間を定めて、公募にて行う。募集する団体の定数は、10団体とする。
- ・公募の結果、なお空きがある場合は、次年度の公募までの間、随時受付を行う。
- ・公募方法の案内は、HP、メルマガ掲載、センター内に掲示する方法にて行う。

### ④利用申請

- ・利用を希望する団体は、所定の「ロッカー利用団体登録申請書」を、申請締切日までに、センターまで、送付する。
- ・募集の問合せや申請団体への対応は、センターで行う。

### ⑤利用団体の決定

- ・申請団体が、定数を超える場合は、抽選する。
- ・センターは、抽選結果を通知し、市は、利用登録団体に、登録した旨を通知する。その際、利用条件を付す。

### ⑥利用条件

- ・利用時間は、センター開館時間内のみとする。
- ・ロッカーの利用は、1団体につき1個とする。
- ・ロッカーの利用用途は、団体の活動に必要とすることに限る。
- ・ロッカー内の所有物は、利用団体が責任をもって管理し、生もの、貴重品等はいれない。
- ・センターは、ロッカーを利用したことで生じた損失(物品等の盗難、紛失、変質き損等)について、一切の責任を負わない。
- ・ロッカーの鍵はセンターで保管し、利用する場合は、窓口でNo.と団体名を聞き取り、鍵の貸出管理は、貸出管理簿等を用いて行う。
- ・ロッカーを破損した場合や貸与された鍵を破損又は紛失した場合は、利用団体の責任で原状回復すること。
- ・利用上問題があると判断されるときは、利用団体登録を取り消すことがある。
- ・利用期間終了後は、速やかにロッカー内の所有物を回収すること。

年 月 日

## ロッカー利用団体登録申請書・更新申請書

名張市長 北川 裕之 様

団体名

住所

代表者氏名

電話番号

名張市市民活動支援センターのロッカーを利用したく、団体登録を申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新（記入は二重枠内のみ）						
利用期間	年	月	日	～	年	月	日
代表者と書類の送付先が異なる場合は送付先を記入してください。							
送付先	住所						
	氏名						
	電話						
設立年月日							
団体設立の目的および活動概要							

添付書類（新規登録の場合）：会則又は規約の写し

センター記入欄

登録区分	登録No.	ロッカーNo.
市民公益活動団体		